地方独立行政法人大阪府立病院機構情報セキュリティ確保に関する規程

制定　令和６年４月１日規程第５２４号

（目的）

第１条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構業務方法書第 13 条に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）における情報セキュリティ確保に必要な事項を定め、情報漏えいの防止や、情報資産を脅威から守り、情報システムを安全に運用するために必要なセキュリティ対策を図ることを目的とする。

（適応範囲）

第２条 適応範囲は、法人が運用する情報資産を対象とする。情報資産とは、法人が保有又は運用管理するデータ及び情報システム、ネットワーク機器のことをいう。

（情報セキュリティ管理体制）

第３条 情報セキュリティマネジメントの計画・実行・確認・改善といった一連のサイクルを適切に管理・運用する体制を構築する。

（最高情報セキュリティ責任者）

第４条 法人に、最高情報セキュリティ責任者を置き、理事長をもって充てる。

２ 最高情報セキュリティ責任者は、情報資産の管理及び情報セキュリティ対策の最終決定権限及び責任を負う。

（統括情報セキュリティ責任者）

第５条 法人に、統括情報セキュリティ責任者を置き、本部事務局長をもって充てる。

２ 統括情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者の補佐、情報セキュリティに関する事務を統括する。

（情報セキュリティ責任者）

第６条 本部事務局及び病院に、情報セキュリティ責任者を置き、本部事務局においては本部事務局長を、病院においては総長又は院長をもって充てる。

２ 情報セキュリティ責任者は、本部事務局又は当該病院の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を負う。

（情報セキュリティ管理者）

第７条 本部事務局及び病院に、所管するシステムごとに情報セキュリティ管理者を置くものとし、情報セキュリティ責任者が任命する。なお、医療情報を扱うネットワーク、システム及びデータに関しては、医療情報システム安全管理責任者をもって充てる。

２ 情報セキュリティ管理者は、所管する情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う。

（情報セキュリティ担当者）
第８条 本部事務局及び病院に、情報セキュリティ担当者を置くものとし、情報セキュリティ責任者が任命する。
２ 情報セキュリティ担当者は、所管する情報システムにおける情報セキュリティ対策を実施する。

（情報セキュリティに関する要領等の整備）
第９条 情報システムのぜい弱性対策やアクセスログの定期点検などの情報セキュリティの確保を実現するため、本規程に準じるセキュリティに関する要領等を整備し、全ての情報資産に適応するものとする。

（法令などの遵守）
第 10 条 情報セキュリティに関する法令、契約及びガイドライン等を遵守するものとする。

（情報セキュリティ教育・訓練の実施）
第 11 条 情報セキュリティの意識向上を図るために、職員に対し、情報セキュリティに関する教育・訓練を定期的に行い情報リテラシーの向上に努めるものとする。

（業務継続性の確保）
第 12 条 情報資産の完全性と可用性を維持するため、保有している情報に対して適切なバックアップ技術を適用するものとする。
２ 事件・事故、情報処理システムの重大な故障又は災害の影響なども含めた緊急事態を想定した事業継続計画を策定するとともに、その確認、維持及び再評価を行うものとする。

（違反及び事故への対応）
第 13 条 情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には、適切に対処し、再発防止に努めるものとする。

（継続的改善の実施）
第 14 条 情報セキュリティ管理体制を適正に実行・運用するとともに、情報セキュリティ管理体制の継続的な改善に努めるものとする。

（雑則）
第 15 条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティ確保に関し必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が別に定める。

附 則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。